

山口県報

令和3年
9月14日
(火曜日)

目 次

○公安委告示
機械警備業務管理者講習の実施……………



山口県公安委員会告示第四十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号の機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和三年九月十四日

山口県公安委員会

- 講習の日時及び場所並びに受講者の定員
(一) 日時 令和三年十月二十七日（水曜日）から同月二十九日（金曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで
(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）
(三) 受講者の定員 二十人
- 受講申込書の受付期間
令和三年九月二十七日（月曜日）から同年十月一日（金曜日）まで
ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

四 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

五 提出書類

(一) 機械警備業務管理者講習受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）別記様式第一号によること。）

(二) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

六 受講手数料

三万八千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

八 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

令和三年九月十四日
発行

発行人

山口県知事